

株 主 各 位

東京都港区新橋5丁目36番11号

横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

取締役社長 南 雲 忠 信

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区新橋5丁目36番11号 当社9階ホール
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第135期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項（株主総会参考書類は、41頁以降に記載しております。）
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類について、修正事項が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.yrc-pressroom.jp/ir/>)において修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、ここ数年の危機的状況から脱し、緩やかな回復基調となりました。国内においても、世界経済の回復を背景に、特に輸出型企業を主導とした景況回復が認められました。しかしながら、3月に発生した東日本大震災のため、今後、国内経済に深刻な影響が生じることは確実と考えられます。

当社グループを取り巻く環境も、3月までは、全世界的に需要が持ち直し、回復の基調にありました。そして、3月に発生した東日本大震災に関しましても、当社グループは、直接大きなダメージを受けることはありませんでした。しかし、今後は、東日本大震災の派生的な影響である原料調達の不透明感や電力の供給制限等を織り込む必要があり、決して油断することのできない厳しい環境下にあるといえます。

こうした状況のもと、当社グループは、販売体制の強化・効率化、そして経費削減の内部改善に取り組んでまいりました。

当期の連結売上高は、5,197億42百万円（前期比11.4%増）、利益面では、連結営業利益が294億90百万円（前期比37.5%増）、連結経常利益が233億56百万円（前期比24.6%増）、連結当期純利益が139億23百万円（前期比21.2%増）となりました。

当期における各事業の連結決算の状況は、次のとおりであります。

① タイヤ事業

売上高は4,115億74百万円（前期比12.0%増）で、総売上高の79.2%を占めておりません。

国内新車用タイヤの販売は、販売量・売上高ともに、前期を上回りました。期前半においては、エコカー補助金制度終了に対する新車の駆け込み需要があり、また、期後半においては、新規装着の増加を図る等、エコカー補助金制度終了後の需要低迷を見越した対策を講じたことが効を奏しました。

国内市販用タイヤの販売量・売上高も、前期を上回りました。

当社グループは、いち早く「ころがり抵抗」に着目し、1998年に国内タイヤメーカー初のエコタイヤ「DNA（ディー・エヌ・エー）」を発売して以来、「全てのタイヤをエコタイヤに」をコンセプトに、環境と低燃費を最重要課題としてタイヤを開発し、以後、運動性能や耐摩耗等の基本性能と低燃費性能との両立を実現したタイヤを販売して、環境に意識の高いお客様から高い評価をいただいております。

そして、当期、当社グループは、「環境、そして人や社会にやさしい」をテーマとしたグローバルコンセプト、「BluEarth (ブルーアース)」ブランドを発表し、7月に第一弾商品「BluEarth AE-01 (ブルーアース エーイーゼロワン)」を、3月にフラッグシップ商品「BluEarth-1 AAA spec (ブルーアース・ワン トリプルエースペック)」を発売いたしました。「BluEarth-1 AAA spec」は、当社グループの最新技術を結集したタイヤで、ころがり抵抗性能につき、タイヤのラベリング制度で最高レベルのAAAを取得しております。加えて、優れた静粛性や快適性、安全性能を確保するとともに、ウェットグリップ性能・耐摩耗性能・剛性も高いレベルに、さらに、車外通過騒音の低減等、フラッグシップ商品にふさわしい、高いトータル性能を実現いたしました。当社グループはこれからも、さらなる環境性能の向上に加え、ドライバーや同乗者、周辺生活環境に対する負荷低減性能の実現を図り、お客様の視点から考えた新しいタイヤづくりを進めてまいります。

また、当社グループは、トラック・バス向けタイヤやスタッドレスタイヤにおいても、環境と低燃費を重視したタイヤを販売しております。特に、当期においては、年末に前年以上の降雪があり、乗用車用「ice GUARD iG30 (アイスガード アイジーサンジュウ)」などのスタッドレスタイヤの売上げが、堅調に推移しました。

海外新車用タイヤについても、積極的な販売活動を展開いたしました。当社グループは、これまでも、ポルシェ、メルセデス・ベンツ、アウディなどの海外高級自動車メーカーに新車装着用タイヤを納入してまいりました。そして、当期からは、ポルシェの新型カイエンならびにアウディのA7スポーツバックにも、「ADVAN Sport (アドバン スポーツ)」が装着されることとなりました。当社製品が、高級車に相応しい性能を備えたタイヤとして高く評価していただけたものと考えております。

海外市販用タイヤは、特に、北米、中国を中心に、販売が順調に推移し、前年を上回りました。そして、為替変動の影響があつたにもかかわらず、売上高も、前年を上回ることができました。当期、当社グループは、成長市場であるロシアで、タイヤに跨るサムライが疾走するアニメーションという、ユニークでインパクトの強いテレビCMを集中的に放映し、これが大ヒットいたしました。今後も、積極的な販売施策を打ち出してまいります。

こうした状況の中、当社グループは、将来の成長へ向け、海外でのタイヤ生産拠点であるヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)、杭州横浜輪胎有限公司、ヨコハマタイヤ フィリピン INC. の拡張工事ならびにロシアのLLC ヨコハマ R.P.Z. の工場建設に取り組んでおります。

当社グループは、これからも、世界のタイヤ需要に積極的に対応してまいります。

② 工業品事業

売上高は838億35百万円（前期比13.3%増）で、総売上高の16.1%を占めておりま

す。

ホース配管事業の販売量・売上高は、油圧ホースや自動車向けホースの需要回復ならびに北米・中国の活発な需要に支えられ、前期を大きく上回りました。

工業資材事業は、景気の回復が製品の需要に反映するまでにタイムラグがあることに加え、為替の影響から、販売量・売上高ともに、前期を下回りました。

ハマタイト事業は、エコカー補助金制度による自動車用接着剤の需要回復等に支えられ、販売量・売上高ともに、前期を上回ることができました。

こうした状況の中、当社グループは、販売力強化と効率化のために、国内工業品販売会社の再編を実施いたしました。一体感を持った組織運営、意思決定のスピードアップによる顧客満足度の向上を図り、これからも、「お客様目線の営業」を実現してまいります。

③ その他（航空部品事業・スポーツ事業等）

売上高は243億32百万円（前期比2.0%減）で、総売上高の4.7%を占めております。

航空部品事業は、市場に明るい兆しが見えてきたものの、本格的な回復までには至っておらず、新規部品・交換用部品のいずれも厳しい状況にあります。しかしながら、そのような環境下でも、当期は積極的な販売活動とコスト構造の改善を図り、販売量・売上高ともに前期を上回りました。

スポーツ事業は、新規販路の開拓や既存概念にとらわれないクラブシリーズの開発に取り組み、ビジネスチャンスの拡大に努めました。その結果、海外においては、韓国をはじめ、中国や東南アジア圏での販売が拡大しました。しかし、日本のゴルフクラブ市場全体が非常に厳しい状況にあり、その結果、販売量・売上高ともに、前期を下回りました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、成長市場、成長分野および研究開発を中心とした設備投資を実施しました。

タイヤ事業では、新商品の上市およびタイヤのハイインチ化・高性能化に対応するため、当社国内工場の製造設備増強、生産性向上、品質向上等を図りました。海外子会社では、ロシア、中国ほかにおいて、工場の新設・拡張を実施するなど、生産能力の増強を図りました。

工業品事業では、ホースを中心とした生産能力の増強を行ったほか、品質向上、生産性向上等を図りました。

この結果、当期において実施した当社グループの設備投資総額は249億円となり、前期に比べ75億円増加しております。当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

1) 当連結会計年度中に生産開始した主要設備

<当 社>

工場名	設備の内容
新城工場	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

2) 当連結会計年度において継続中の主要設備

<子会社>

子会社名	設備の内容
杭州横浜輪胎有限公司	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)	乗用車・ライトトラック用ラジアルタイヤ製造設備
LLC ヨコハマ R.P.Z.	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当期は、創業100周年である2017年を見据えた中期経営計画「GD100（グランド・デザイン100）」のフェーズⅡにあたります。フェーズⅡでは、「高質な成長」をテーマに、不透明な経営環境にあっても成長を持続することのできる、質の高い企業基盤の確立を目指しております。

3月の震災が当社グループに今後及ぼす影響は、いまだ不透明といわざるを得ませんが、当社グループは、どのような環境においても利益を確保することができるよう、将来への先行投資として、海外での工場建設を積極的に進め、また、継続的な内部改善に取り組んでおります。そして、外部環境の変化に臆することなく立ち向かい、社会からゆるぎない信頼を得ている地球貢献企業となるために、コーポレートガバナンス体制の充実と強化に努め、積極的なCSR (Corporate Social Responsibility) 経営を推進してまいります。

3月の震災に際しまして、当社グループは、国内外の事業所からの義援金を寄付させていただき、また、被災地へ物資のお届けをさせていただきました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。なお、当社グループでは、地震発生以前から取り組んでまいりましたオフィスの省エネ活動をさらに深耕し、社員一丸となって節電対策にも取り組んでおります。

当社グループは、当期も、地球と人にやさしいものづくりを目指し、商品の開発に取り組んでまいりました。そして、当期、こうした取り組みに関し、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの分野で最も歴史ある表彰制度、クリーン・ジャパン・センター主

催の資源循環技術・システム表彰において、クリーン・ジャパン・センター会長賞を受賞いたしました。

当社グループは、CSR経営の推進や地球と人にやさしいものづくりを通じて、幸せで豊かな社会の実現に貢献するとともに、コンプライアンスを重視して企業の社会的責任を果たし、社会からゆるぎない信頼を得られる企業となるよう取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年3月期 (第132期)	平成21年3月期 (第133期)	平成22年3月期 (第134期)	平成23年3月期 (第135期) 当 期
売 上 高 (百万円)	551,431	517,262	466,358	519,742
当 期 純 利 益 (百万円)	21,060	△5,654	11,486	13,923
1株当たり当期純利益(円)	62.81	△16.87	34.27	41.55
総 資 産 (百万円)	526,191	473,376	466,973	478,915

- (注) 1. 第135期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり当期純利益を算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
ヨコハマゴム・ ファイナンス(株)	100 百万円	資金の調達・貸付・運用業務	100.0%
(株)ヨコハマタイヤジャパン	490 百万円	タイヤおよび 関連商品の販売	96.0%
横浜ゴムMBジャパン(株)	167 百万円	工業用品販売	100.0%
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ (米国)	89.72 百万米ドル	ヨコハマタイヤ コーポレーション等の 株式の所有	100.0%
ヨコハマタイヤ コーポレーション (米国)	30 百万米ドル	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	間接所有 100.0%
サスラバーカンパニー (米国)	4 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
YH アメリカ INC. (米国)	7.37 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマタイヤ フィリピン INC. (フィリピン)	2,200 52.34) 百万ペソ (百万米ドル)	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	94.3%
杭州横浜輪胎有限公司 (中国)	425.26 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 90.0%
協機工業股份有限公司 (中華民国)	249 百万台湾ドル	工業用品の製造・販売	49.0%
ヨコハマタイヤ マニュファ クチャリング (タイ)	5,583 百万バーツ	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	100.0%
横浜橡胶 (中国) 有限公司 (中国)	701.39 百万元	杭州横浜輪胎有限公司、 蘇州横浜輪胎有限公司等の 株式の所有、統括	100.0%
ヨコハマラバー (タイラ ンド) カンパニーLTD (タイ)	120 百万バーツ	工業用品の製造・販売	79.7%
蘇州横浜輪胎有限公司 (中国)	255.33 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
LLC ヨコハマ R. P. Z.	3,762.31 百万ルーブル	タイヤの製造・販売	80.0%

(注) 平成22年10月1日付で、全国8社のMB販売会社と本社の工業品販売部門の一部機能を統合した新会社「横浜ゴムMBジャパン(株)」を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、下記の製品の製造・販売を行っております。

事業	主要製品
タイヤ事業	乗用車用、トラック・バス用、産業車両用、建設車両用のタイヤ、 タイヤ関連用品ほか
工業品事業	コンベヤベルト、各種ホース、接着剤・シーリング材ほか
その他 (航空部品事業、 スポーツ事業)	航空機用ゴム・金属・複合材商品、スポーツ用品ほか

(8) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

1) 当社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	三島工場	静岡県	尾道工場	広島県
平塚製造所	神奈川県	新城工場	愛知県	平塚東工場	神奈川県
三重工場	三重県	茨城工場	茨城県	長野工場	長野県

2) 子会社

国内

会社名	所在地
ヨコハマゴム・ファイナンス(株)	東京都
(株)ヨコハマタイヤジャパン	東京都
横浜ゴムMBジャパン(株)	東京都

海外

会 社 名	所 在 地
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ	米国 バージニア州
ヨコハマタイヤ コーポレーション	米国 カリフォルニア州
サスラバーカンパニー	米国 オハイオ州
YH アメリカ INC.	米国 ケンタッキー州
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	フィリピン クラーク 特別経済区
杭州横浜輪胎有限公司	中国 浙江省
協機工業股份有限公司	中華民国 桃園県
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)	タイ ラヨン県
横浜橡胶 (中国) 有限公司	中国 上海市
ヨコハマラバー (タイランド) カンパニーLTD	タイ ラヨン県
蘇州横浜輪胎有限公司	中国 江蘇省
LLC ヨコハマ R. P. Z.	ロシア リペツク 特別経済区

(9) 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

事 業 の 種 類	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
タ イ ヤ	14,529名	915名増
工 業 品 ・ そ の 他	3,563名	25名減
全 社 (共 通)	373名	9名増
合 計	18,465名	899名増

(10) 当社の主要な借入先 (平成23年3月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	14,837
(株)横浜銀行	13,535
(株)日本政策投資銀行	11,927

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 342,598,162株（前期末比増減なし）
（自己株式7,533,081株を含む）
- (3) 株主数 15,855名（前期末比902名減）
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
朝日生命保険相互会社	27,260	8.13
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	25,604	7.64
日本ゼオン(株)	24,334	7.26
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	16,047	4.78
東京海上日動火災保険(株)	12,062	3.60
古河電気工業(株)	11,971	3.57
(株)損害保険ジャパン	7,812	2.33
資産管理サービス信託銀行(株)（証券投資信託口）	7,662	2.28
第一生命保険(株)	7,600	2.26
(株)みずほコーポレート銀行	6,641	1.98

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成23年3月31日現在）
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
南 雲 忠 信	代表取締役社長	
辛 島 紀 男	取締役 副社長 社長補佐	横浜橡胶（中国）有限公司董事 長・総経理
小 林 達	取締役 専務執行役員 MB管掌	
野 地 彦 旬	取締役 常務執行役員 タイヤ管掌 兼タイヤグローバル生産本部長	
鈴 木 俊 彦	取締役 常務執行役員 タイヤグローバル技術本部長	
福 井 隆	取締役 常務執行役員 グローバル人事部担当 兼CSR本部長	
川 上 欽 也	取締役 執行役員 研究本部長 兼グローバル調達本部長	
森 田 史 夫	取締役 執行役員 経理部・監査部担当兼経理部長	ヨコハマゴム・ファイナンス(株) 代表取締役社長
弓 削 道 雄	常任監査役（常勤）	
藤 原 英 雄	監査役（常勤）	
古 河 潤之助	監査役	古河電気工業(株)相談役
藤 田 讓	監査役	朝日生命保険相互会社最高顧問 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長
古 河 直 純	監査役	日本ゼオン(株)代表取締役社長

(注) 1. 当期中の異動

- (1) 平成22年6月25日開催の第134回定時株主総会において、森田史夫が取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 平成22年6月25日開催の取締役会において、取締役専務執行役員辛島紀男は、取締役副社長に、取締役執行役員野地彦旬は、取締役常務執行役員に選任され、同日付をもってそれぞれ就任いたしました。
 - (3) 当期中に退任した役員は、次のとおりです。
取締役 専務執行役員 小島達成（平成22年6月25日任期満了）
2. 監査役古河潤之助氏、監査役藤田 讓氏および監査役古河直純氏は、社外監査役であります。

3. 監査役藤田 譲氏は朝日生命保険相互会社で財務部担当役員を、監査役古河直純氏は日本ゼオン(株)の財務業務をそれぞれ経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役古河潤之助氏、監査役藤田 譲氏および監査役古河直純氏は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 平成23年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
田 中 孝 一	専務執行役員 タイヤ管掌補佐兼(株)ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長
鈴 木 伸 一	常務執行役員 情報システム部担当兼タイヤグローバル物流本部長兼ロシア工場臨時建設本部長
後 藤 祐 次	常務執行役員 タイヤ直需営業本部長
日 座 操	常務執行役員 工業品事業本部長兼工業品技術本部長
大 石 貴 夫	常務執行役員 ヨコハマタイヤ コーポレーション取締役社長兼ヨコハマ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長兼ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ取締役社長
高 岡 洋 彦	執行役員 スポーツ事業部長
小 松 滋 夫	執行役員 タイヤグローバル製品企画本部長兼OR・ID製品企画部長
田 中 靖	執行役員 企画部・秘書室・GD100推進室担当
村 田 達 哉	執行役員 航空部品事業部長
西 田 敏 行	執行役員 工業品生産本部長兼平塚製造所長
伏 見 隆 晴	執行役員 タイヤ海外営業本部長
鈴 木 忠	執行役員 タイヤグローバル生産本部長代理兼タイヤ生産HR室長
桂 川 秀 人	執行役員 タイヤ直需営業本部長代理兼タイヤ第二直需営業部長
挾 間 浩 久	執行役員 タイヤグローバル製品企画本部長代理兼PC・LT製品企画部長
久 世 哲 也	執行役員 タイヤグローバル技術本部長代理兼タイヤ第一設計部長兼YTP1拡張臨時建設プロジェクトリーダー

(2) 取締役および監査役の報酬等

取締役 9名 389百万円

監査役 5名 74百万円（うち社外 3名 18百万円）

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与（取締役71百万円、監査役11百万円）および平成19年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名への退職慰労金制度廃止打ち切り支給の額を含めております。
2. 人員数および支給額には、平成22年6月25日開催の第134回定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	兼職状況
古河潤之助	監査役	古河電気工業㈱相談役
藤田 譲	監査役	朝日生命保険相互会社最高顧問 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会 会長
古河直純	監査役	日本ゼオン㈱代表取締役社長

- (注) 1. 古河電気工業㈱は、当社株式11,971千株（持株比率3.57%）を有する株主であります。
2. 朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借入の取引があります。また、同社は、当社株式27,260千株（持株比率8.13%）を有する株主であります。
3. 日本ゼオン㈱は、合成ゴムなどの主要な供給先であると共に、当社株式24,334千株（持株比率7.26%）を有する株主であります。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会および監査役会への出席状況	主な発言状況
古河潤之助	監査役	取締役会：15回中13回出席 監査役会：5回すべてに出席	主に経営者としての豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
藤田 譲	監査役	取締役会：15回中10回出席 監査役会：5回すべてに出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
古河直純	監査役	取締役会：15回中14回出席 監査役会：5回すべてに出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。

4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、定款において社外監査役との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、監査役古河潤之助氏、監査役藤田 譲氏および監査役古河直純氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	87百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	104百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して国際財務報告基準への移行に関する助言業務を委託した対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会における監査役会規則に基づき、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、当社監査役会で審議し解任・不再任を決議します。この場合、解任・不再任に関する議案を株主総会への付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

また、監査役会は会計監査人の継続監査年数その他事情を総合的に勘案し、その解任または不再任を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項に基づき、平成18年5月11日開催の取締役会にて、業務の適正を確保するための次の体制を決議しました。また、平成21年4月28日開催の取締役会で、反社会的勢力排除に関する方針を1)項に明記するなどの見直しも行っております。

項目毎の概要は次のとおりです。

- 1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
横浜ゴムグループの「企業理念」「行動規範」を制定し統制すると共に、重要な案件などに関しては、監査役の出席のもとに行われる取締役会、経営会議などで審議、決定することにより、法令および定款を遵守しています。
さらに、横浜ゴムグループ「行動規範」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除します。
監査役は、取締役会、経営会議への出席、関連子会社を含む業務状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従い、適切に保存・管理および見直しなどを行います。
また、必要に応じて、取締役および監査役は当該各文書等の閲覧を常時できるものとします。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し適切に対応すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、さらにコンプライアンス委員会、中央防災会議、輸出管理委員会などにおいて種々の対応を実施します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、さらに重要事項については、事前に監査役も出席する経営会議にて十分に審議し、取締役の業務執行の強化と効率的な運営を行います。
また、経営会議および定期的全体会議において業務執行者をレビューすることで、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。
- 5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、その実行部門としてコンプライアンス推進室を配置することで、速やかな情報伝達、展開と役員および使用人全員が法令および定款を遵守するための啓発活動を行います。

また、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、必要な情報が届けられる体制を構築します。

- 6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

横浜ゴムグループ「行動規範」を基礎として、グループ各社における諸規定を定め行動します。

コンプライアンス推進室およびグループ各社のコンプライアンス推進責任者は、情報の共有化、問題点の把握を図り、法令遵守体制を強化します。

関連子会社の予算は当社の経営会議で承認のうえ執行され、その事業内容は定期的取締役会および経営会議に報告されます。

- 7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき体制として、監査役付を配置します。監査役付の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重し、同意を必要とします。また、監査役付は、当社の業務執行に関わる役職を兼務しません。これにより、監査役監査基準における監査職務を補助する体制を確保します。

- 9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、当社の取締役会、経営会議その他の重要な会議（コンプライアンス委員会など）に出席し、業務執行に関する報告を受けます。また、取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告を行い、適時資料の提出を行います。

監査役は、計画的に行われる各部門へのヒヤリングを通して、情報の入手および実態の把握を行います。

- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と協議の場を持ち、相互の信頼関係を高めます。また、法令違反、コンプライアンス問題、内部通報、および当社の業務および業績に影響を与える重要な事項が発生した場合には、監査役にただちに報告する体制を確保します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

- 1) 基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆さまおよび投資家の皆さまによる当社株式の売買を妨げることはありません。従って、当社の株式を大量に取得しようとする者が出現した場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの意思に委ねられるべきであ

ると考えております。

しかしながら、株式の大規模な取得行為またはこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な取得行為またはこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模な取得行為またはこれに類する行為の内容や当該株式を大量に取得しようとする者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆さまの判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げるような株式の大規模な取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模な取得行為に対しては、株主の皆さまの事前の承認に基づき、当社取締役会が、法令および定款によって許容される限度において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考えております。

当社は、以上をもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」を策定し、目標達成に向けた事業戦略を推進します。2009年度から始まるGD100フェーズⅡでは、「高質な成長」をテーマに取り組みと共に、CSR経営を進めてまいります。

さらに、当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、今後も、継続的な安定配当を基本としたうえで、連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

以上のような中長期的視点に立った各取り組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現すると共に、すべてのステークホルダーと良好な信頼関係を築き、社会への貢献を果たすことが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることになると考えております。

3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成20年5月12日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方

針」といいます。)を決定し、導入いたしました。

本対応方針の概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページ掲載のニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」本文をご参照ください。また、以下に言及しております「大規模買付行為」、「大規模買付者」の定義につきましても、当該ニュースリリースをご参照ください。(参考URL <http://www.yrc-pressroom.jp>)

＜本対応方針の概要＞

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものです。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

② 対抗措置の発動

取締役会は、大規模買付行為に対して当社の企業価値および株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

この対抗措置は、新株予約権の無償割当、新株予約権の第三者割当による発行、新株の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択いたします。

③ 有効期間

本対応方針につきましては、平成20年5月12日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成20年6月27日に開催された当社定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て効力が生じております。

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとなっております。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止いたします。

4) 上記の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社の中期経営計画は、中長期的視点から当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に

沿うと共に当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じべきか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。
- ② 本対応方針は、当社株主総会の議案としてお諮りして、株主の皆さまの意思を確認させていただきこととし、株主の皆さまのご賛同が得られなかった場合には、本対応方針は廃止されることとなります。そのため、本対応方針の消長および内容は、当社株主の皆さまの合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士および学識経験者等、ならびに社外の経営者等により構成される独立委員会を設置しております。
- ④ 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 当社取締役は、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満もしくは億円未満を切り捨て、また、千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	223,227	流 動 負 債	204,251
現金及び預金	28,161	支払手形及び買掛金	79,610
受取手形及び売掛金	111,701	コマーシャルペーパー	3,000
商品及び製品	44,837	短期借入金	78,569
仕 掛 品	8,184	未払法人税等	1,167
原材料及び貯蔵品	15,413	災害損失引当金	453
繰延税金資産	6,269	そ の 他	41,450
そ の 他	9,620	固 定 負 債	103,792
貸倒引当金	△ 960	社 債	20,000
固 定 資 産	255,687	長 期 借 入 金	45,204
有 形 固 定 資 産	177,370	退職給付引当金	16,280
建物及び構築物	56,847	繰延税金負債	8,873
機械装置及び運搬具	63,607	そ の 他	13,434
土 地	34,571	負 債 合 計	308,044
建設仮勘定	16,171	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	6,172	株 主 資 本	174,198
無 形 固 定 資 産	1,528	資 本 金	38,909
投資その他の資産	76,789	資 本 剰 余 金	31,952
投資有価証券	59,359	利 益 剰 余 金	108,083
繰延税金資産	4,819	自 己 株 式	△ 4,746
そ の 他	13,305	その他の包括利益累計額	△ 10,263
貸倒引当金	△ 696	その他有価証券評価差額金	16,425
資 産 合 計	478,915	為替換算調整勘定	△ 21,829
		在外子会社の年金債務調整額	△ 4,859
		少 数 株 主 持 分	6,935
		純 資 産 合 計	170,871
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	478,915

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		519,742
売 上 原 価		359,209
売 上 総 利 益		160,532
販売費及び一般管理費		131,041
営 業 利 益		29,490
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	228	
受 取 配 当 金	1,319	
雑 収 入	1,611	3,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,315	
為 替 差 損	4,569	
雑 損 失	2,407	9,292
経 常 利 益		23,356
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	354	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	119	
災 害 損 失	1,002	1,476
税金等調整前当期純利益		21,880
法人税、住民税及び事業税	4,144	
法人税等調整額	2,953	7,098
少数株主損益調整前当期純利益		14,781
少数株主利益		858
当 期 純 利 益		13,923

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	38,909	31,952	92,739	△ 4,729	158,872
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,350		△ 3,350
当 期 純 利 益			13,923		13,923
連結子会社の増加に伴う剰余金増加高			7		7
在外子会社の年金債務調整額への振替高			4,763		4,763
自己株式の取得				△ 19	△ 19
自己株式の処分			△ 0	2	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	15,343	△ 16	15,326
平成23年3月31日残高	38,909	31,952	108,083	△ 4,746	174,198

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	在外子会社の 年 金 債 務 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	16,401	△ 16,009	—	391	4,118	163,382
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 3,350
当 期 純 利 益						13,923
連結子会社の増加に伴う剰余金増加高						7
在外子会社の年金債務調整額への振替高						4,763
自己株式の取得						△ 19
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	△ 5,819	△ 4,859	△ 10,655	2,817	△ 7,837
当期変動額合計	23	△ 5,819	△ 4,859	△ 10,655	2,817	7,488
平成23年3月31日残高	16,425	△ 21,829	△ 4,859	△ 10,263	6,935	170,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 120社
主要会社名：ヨコハマタイヤコーポレーション、(株)ヨコハマタイヤジャパン 他
非連結子会社の数 30社
 - (2) 当連結会計年度の連結子会社の変動は、次のとおりであります。
(増加) 1社 LLC ヨコハマ R.P.Z. (重要性が増したことによる増加)
(減少) 8社 横浜ゴムMBW(株) 他 (清算及び合併による減少)
 - (3) 非連結子会社ヨコハマモールド(株)等30社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の合計は、いずれも少額で重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社
非連結子会社の数 0社
関連会社の数 2社
関連会社名：GTYタイヤカンパニー、ヨコハマコンチネンタルタイヤ(株)
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社ヨコハマモールド(株)等30社及び関連会社高崎金属(株)等46社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため適用を除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
当連結会計年度より、従来決算日が3月31日であった国内連結子会社19社については、決算日を12月31日に変更しており、この決算期の変更をした会社を含む国内連結子会社98社及び在外連結子会社22社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類作成にあたっては、事業年度の末日と連結決算日が3ヶ月を超えないため各社の事業年度末日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりますが、当期に決算日を変更した国内連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (ロ) デリバティブ
時価法
 - (ハ) たな卸資産
当社は移動平均法による原価法を、国内連結子会社は主として移動平均法による原価法を、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。(当社及び国内連結子会社の貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(追加情報)

当連結会計年度より、一部の国内連結子会社のたな卸資産の評価方法について、最終仕入原価法から移動平均による原価法に変更しております。

この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産

主として定率法であります。建物及び当社の尾道工場については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置及び運搬具並びに工器具備品	2年～10年

(ロ) 無形固定資産

主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。

(ニ) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した有形固定資産の原状回復費用等の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて表示しております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ)ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引について、振当処理を採用しております。
- (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段 通貨スワップ取引
 - ・ヘッジ対象 外貨建長期預り金
- (ハ)ヘッジ方針
外貨建長期預り金の為替変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引を行っております。
- (ニ)ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
金額に重要性がないものについては、発生時に一括償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
(資産除去債務に関する会計基準の適用)
当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。
6. 表示方法の変更
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 工場財団

(単位：百万円)

種 類	期末帳簿価額	内 容	期 末 残 高
建 物 及 び 構 築 物	16,716	長期借入金 ※	1,498
機 械 装 置	25,258		
土 地	4,402		
計	46,378	計	1,498

(2) その他

(単位：百万円)

種 類	期末帳簿価額	内 容	期 末 残 高
建 物 及 び 構 築 物	2,313	長期借入金 ※	177
土 地	3,139		
計	5,453	計	177

※長期借入金には一年内返済予定額を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 413,496百万円
3. 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被保証債務の内容
ヨコハマタイヤ（ベトナム）INC.	809	借入金
ワイ・ティー・ラバー CO., LTD.	2,682	借入金
ヨコハマモールド(株)	170	借入金
計	3,661	

連結損益計算書に関する注記

災害損失の内訳

災害損失は東日本大震災によるもので、その内訳は次のとおりであります。

復旧費用	398百万円
操業度差異	210百万円
その他	393百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数（千株）	当連結会計期間 増加株式数（千株）	当連結会計期間 減少株式数（千株）	当連結会計年度 末株式数（千株）
発行済株式数				
普通株式	342,598	—	—	342,598
自己株式				
普通株式（注）	7,492	44	4	7,533

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買い取りによるものであり、減少は単元未満株式の買い増し請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金 の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,010	利益 剰余金	6	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	1,340	利益 剰余金	4	平成22年9月30日	平成22年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の原 資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,010	利益 剰余金	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブは内部管理規則に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	28,161	28,161	—
(2) 受取手形及び売掛金	111,701	111,701	—
(3) 投資有価証券	53,927	53,927	—
資産計	193,789	193,789	—
(1) 支払手形及び買掛金	79,610	79,610	—
(2) 短期借入金	70,348	70,348	—
(3) 未払費用	28,960	28,960	—
(4) コマーシャルペーパー	3,000	3,000	—
(5) 社債	20,000	20,315	315
(6) 長期借入金	53,424	53,990	566
(7) 長期預り金	3,194	3,498	304
負債計	258,536	259,721	1,185
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	(283)	(283)	—
② ヘッジ会計が 適用されているもの	—	—	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) コマーシャルペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価について、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 長期預り金

長期預り金の時価については、元利金の合計額を当該預りの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。長期預り金は通貨スワップの特例処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該預りの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法により算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

通貨スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期預り金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期預り金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,432百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	489円27銭
2. 1株当たり当期純利益	41円55銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	139,155	流動負債	120,644
現金及び預金	1,723	支払手形	13,478
受取手形	1,471	買掛金	40,562
売掛金	91,168	コマーシャルペーパー	3,000
製品	15,167	短期借入金	40,544
原材料	7,190	未払金	1,291
仕掛品	6,462	未払費用	16,107
貯蔵品	1,483	未払法人税等	188
前払費用	586	預り金	4,343
繰延税金資産	2,966	役員賞与引当金	82
未収入金	5,672	災害損失引当金	354
預け金	5,100	その他の	691
その他	161	固定負債	75,809
固定資産	209,098	社債	20,000
有形固定資産	78,282	長期借入金	32,759
建物	24,616	長期預り金	4,156
構築物	1,881	退職給付引当金	11,580
機械装置	32,816	長期未払金	202
車両運搬具	329	繰延税金負債	6,388
工具器具備品	2,391	その他の	721
土地	12,850	負債合計	196,453
リース資産	739	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,659	株主資本	137,503
無形固定資産	1,082	資本金	38,909
ソフトウェア	1,026	資本剰余金	31,952
施設利用権	48	資本準備金	31,952
諸権利	8	利益剰余金	71,388
投資その他の資産	129,732	利益準備金	8,778
投資有価証券	50,871	その他利益剰余金	62,609
関係会社株式	54,341	配当引当積立金	700
出資金	2	固定資産圧縮積立金	2,256
関係会社出資金	21,659	特別償却準備金	104
長期貸付金	18	別途積立金	43,900
長期前払費用	983	繰越利益剰余金	15,649
その他	1,968	自己株式	△ 4,746
貸倒引当金	△ 113	評価・換算差額等	14,296
資産合計	348,254	その他有価証券評価差額金	14,296
		純資産合計	151,800
		負債及び純資産合計	348,254

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		329,786
売上原価		263,112
売上総利益		66,674
販売費及び一般管理費		57,402
営業利益		9,271
営業外収益		
受取利息	104	
受取配当金	3,064	
雑収入	502	3,670
営業外費用		
支払利息	1,166	
雑損失	4,951	6,117
経常利益		6,824
特別損失		
固定資産除売却損	247	
災害損失	642	890
税引前当期純利益		5,934
法人税、住民税及び事業税	131	
法人税等調整額	1,646	1,777
当期純利益		4,156

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金						利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益剰余金		
			配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金			
平成22年3月31日残高	38,909	31,952	8,778	700	2,357	191	43,900	14,656	70,583
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△101			101	—
特別償却準備金の積立						1		△1	—
特別償却準備金の取崩						△88		88	—
剰余金の配当								△3,350	△3,350
当期純利益								4,156	4,156
自己株式の取得									—
自己株式の処分								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△101	△86	—	992	804
平成23年3月31日残高	38,909	31,952	8,778	700	2,256	104	43,900	15,649	71,388

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成22年3月31日残高	△4,729	136,715	14,001	150,716
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
特別償却準備金の積立		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
剰余金の配当		△3,350		△3,350
当期純利益		4,156		4,156
自己株式の取得	△19	△19		△19
自己株式の処分	2	1		1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			295	295
事業年度中の変動額合計	△16	788	295	1,083
平成23年3月31日残高	△4,746	137,503	14,296	151,800

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価方法は、次のとおりであります。
 - ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価方法は、時価法によっております。
- (3) たな卸資産の評価方法は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法であります。建物及び尾道工場については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置及び運搬具並びに工器具備品	2年～10年
- (2) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (3) 災害損失引当金は、東日本大震災により被災した有形固定資産の原状回復費用等の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引について、振当処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段 通貨スワップ取引
 - ・ヘッジ対象 外貨建長期預り金
 - (3) ヘッジ方針
外貨建長期預り金の為替変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

担 保 に 供 し て い る 資 産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高	
建 物	15,693	工場財団抵当権	長期借入金 ※	600	
構 築 物	1,022				
機 械 装 置	25,258		関係会社の借入金	898	
土 地	4,402				
計	46,378		計	1,498	

※長期借入金には一年内返済予定額を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 331,284百万円

3. 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被保証債務の内容
ヨコハマゴム・ファイナンス㈱	16,597	借入金
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)	9,048	〃
蘇州横浜輪胎有限公司	5,643	〃
ワイ・ティー・ラバー CO., LTD.	2,682	〃
杭州横浜輪胎有限公司	2,501	〃
ヨコハマタイヤ フィリピンINC.	2,195	〃
ヨコハマタイヤ (カナダ) INC.	1,925	〃
ヨコハマロシア LLC	1,518	〃
ヨコハマタイヤ (ベトナム) INC.	809	〃
ヨコハマモールド㈱	170	〃
計	43,092	〃

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	68,120百万円
長期金銭債権	516百万円
短期金銭債務	12,023百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	212,577百万円
仕入高	55,197百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	56百万円
受取配当金	2,253百万円
受取賃借料	212百万円
資産購入高	1,166百万円

2. 災害損失の内訳

災害損失は東日本大震災によるもので、その内訳は次のとおりであります。

復旧費用	350百万円
操業度差異	210百万円
その他	80百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (千株)	7,492	44	4	7,533

(注1) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取りによる増加44千株であります。

(注2) 減少株式数の内訳は、単元未満株式の買い増し請求による減少4千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	405	百万円
未払従業員賞与	1,716	〃
退職給付引当金	9,484	〃
投資有価証券評価損	34	〃
その他	2,483	〃
繰延税金資産小計	14,124	百万円
評価性引当額	△800	〃
繰延税金資産合計	13,324	百万円

(繰延税金負債)

退職給付信託設定益	△3,446	〃
退職給付信託設定株式受入差益	△2,102	〃
固定資産圧縮積立金	△1,523	〃
その他有価証券評価差額金	△9,601	〃
その他	△71	〃
繰延税金負債合計	△16,746	百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,422	百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、車両、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

・子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
子会社	(株)ヨコハマ タイヤジャパン	所有 直接 96%	当社製品の 販売先 役員の兼任 業務委託	製品の売上(注1)	80,575	売掛金 預り金 (割戻)	28,630 3,452
	ヨコハマ タイヤ コーポレーション	所有 間接 100%	当社製品の 販売先 役員の兼任	製品の売上(注1)	34,470	売掛金	6,425
	横浜ゴム MBジャパン(株)	所有 直接 100%	当社製品の 販売先 役員の兼任	製品の売上(注1)	18,491	売掛金	11,357
	ヨコハマゴム・ ファイナンス(株)	所有 直接 100%	資金の調達 ・貸付 役員の兼任	保証債務(注2) 資金の貸付(注3) 資金の返済	16,597 90,900 91,080	— 預け金 —	— 5,100 —
	ヨコハマタイヤ マニュファクチャ リング(タイ)	所有 直接 100%	当社製品の 製造 役員の兼任	保証債務(注2)	9,048	—	—
	蘇州横浜 輪胎有限公司	所有 間接 100%	当社製品の 製造 役員の兼任	保証債務(注2)	5,643	—	—

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社は、子会社の銀行借入に対して、債務保証を行っております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 453円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円41銭 |

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田 周二[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 宏[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田周二[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 宏[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

横浜ゴム株式会社 監査役会

常任監査役 弓削道雄®

常勤監査役 藤原英雄®

社外監査役 古河潤之助®

社外監査役 藤田 譲®

社外監査役 古河直純®

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最近の経営状況および諸般の事情を勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は2,010,390,486円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社との決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図ること、および将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性への対応を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これにともない、現行定款第13条(招集)、第15条(基準日)、第39条(事業年度および決算期)、第40条(剰余金の配当)、第41条(中間配当金)につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更にともない、第136期事業年度は平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、附則を設けるものであります。

- (2) 会長の選定にあたり、所要の変更を加え、経営体制の一層の透明性と充実を図るものであります。これにともない、現行定款第16条(議長)のほか、第24条(役付取締役)、第25条(代表取締役)につき変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年<u>4</u>月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。</p> <p>(基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。</u>ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名、<u>必要に応じて</u>取締役会長1名および取締役副社長若干名を<u>選任</u>する。</p> <p>(代表取締役) 第25条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u> <u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、取締役のうちから、代表取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度および決算期) 第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとし、事業年度の末日を決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年<u>1</u>月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。</p> <p>(基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(招集者および議長) 第16条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u>ただし、<u>代表取締役が2名以上の場合または代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、それぞれの代表取締役または他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>選定し、さらに</u>取締役会長1名および取締役副社長若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度および決算期) 第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとし、事業年度の末日を決算期とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当) 第40条 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。 (新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第40条 剰余金の配当は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p><u>第7章 附 則</u> <u>(第136期事業年度の期間)</u> 第43条 <u>第39条の規定にかかわらず、第136期事業年度は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までとする。</u></p> <p><u>(第136期事業年度の中間配当基準日)</u> 第44条 <u>第41条の規定にかかわらず、第136期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年9月30日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u> 第45条 <u>第7章附則は平成23年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。

つきましては取締役8名の選任をお願いするものであり、その取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	南 雲 忠 信 (昭和22年2月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成6年5月 当社新城工場副工場長 平成8年7月 ヨコハマタイヤ フィリピン INC. 取締役社長 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社取締役社長 現在に至る	95,050株
2	野 地 彦 旬 (昭和33年10月30日生)	昭和57年4月 当社入社 平成14年7月 当社新城工場副工場長 平成16年6月 当社三島工場長 平成19年1月 ヨコハマタイヤ フィリピン INC. 取締役社長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 執行役員 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 平成23年4月 当社取締役 専務執行役員 現在に至る	17,000株
3	辛 島 紀 男 (昭和28年2月10日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年1月 当社タイヤ直需企画部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 平成22年6月 当社取締役 副社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 横浜橡胶(中国)有限公司董事長・総経理	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	小 林 達 (昭和28年3月16日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年10月 当社タイヤ企画部 長 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 執行 役員 平成20年4月 当社取締役 常務 執行役員 平成21年6月 当社取締役 専務 執行役員 現在に至る	18,000株
5	川 上 欽 也 (昭和26年11月20日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年1月 当社タイヤ材料設 計部長 平成17年6月 当社研究部長 平成20年6月 当社取締役 執行 役員 現在に至る	18,000株
6	後 藤 祐 次 (昭和28年12月21日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年12月 当社タイヤ第二設 計部長 平成16年6月 当社タイヤ技術本 部長代理兼タイヤ 第二製品企画部長 平成18年1月 当社タイヤ企画本 部長代理兼タイヤ 第二製品企画部長 平成18年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 現在に至る	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	大石 貴夫 (昭和30年12月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社タイヤ第二直 需部長 平成16年6月 当社タイヤ海外直 需部長 平成17年6月 当社タイヤ海外第 一営業部長 平成17年10月 当社タイヤ海外第 一営業部長兼ヨコ ハマヨーロッパ取 締役社長 平成19年6月 当社ヨコハマタイ ヤコーポレーショ ン副社長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ヨコハマタイヤコーポレーション 取締役社長	14,000株
8	森田 史夫 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社経理部長 平成21年6月 当社執行役員 経 理部長 平成22年6月 当社取締役 執行 役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ヨコハマゴム・ファイナンス㈱ 代表取締役社長	7,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の氏名等」欄に記載のとおりです。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役5名のうち弓削道雄、古河潤之助、藤田譲の3氏は任期満了となります。

つきましては監査役3名の選任をお願いするものであり、その監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	福 井 隆 (昭和27年10月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年12月 当社タイヤ海外第 一部長 平成11年6月 当社タイヤ輸出第 一部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役 常務 執行役員 現在に至る	33,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	佐 藤 美 樹 (昭和24年12月5日生)	昭和47年4月 朝日生命保険相互 会社入社 平成15年4月 同社執行役員営業 企画統括部門長 平成16年4月 同社常務執行役員 営業企画統括部門 長 平成16年7月 同社取締役常務執 行役員営業企画統 括部門長 平成17年4月 同社取締役常務執 行役員経営企画統 括部門長 平成20年7月 同社代表取締役社 長 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 朝日生命保険相互会社代表取締役 社長 日本ピストンリング株式会社監査 役 古河機械金属株式会社監査役	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
3	梶 谷 剛 (昭和11年11月22日生)	昭和42年4月 弁護士登録（第一 東京弁護士会）梶 谷法律事務所（現 梶谷総合法律事務 所）入所 平成10年4月 第一東京弁護士会 会長、日本弁護士 連合会副会長 平成11年4月 梶谷総合法律事務 所主宰者（現任） 平成14年4月 財団法人日本法律 家協会理事 平成16年4月 日本弁護士連合会 会長 現在に至る （重要な兼職の状況） 梶谷総合法律事務所主宰者 ニチアス株式会社監査役 電源開発株式会社取締役 総務省年金記録確認中央第三者 委員会委員長 日本司法支援センター理事長	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤美樹および梶谷剛の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に対する記載事項は次のとおりであります。
- ① 佐藤美樹氏は、朝日生命保険相互会社代表取締役社長であり、また日本ピストンリング株式会社および古河機械金属株式会社の社外監査役を兼務しております。
- 梶谷剛氏は、梶谷総合法律事務所主宰者であり、またニチアス株式会社社外監査役（平成23年6月29日をもって退任予定）、電源開発株式会社社外取締役、総務省年金記録確認中央第三者委員会委員長（平成23年6月をもって任期満了）ならびに日本司法支援センター理事長を兼務しております。
- ② 佐藤美樹氏は、朝日生命保険相互会社における豊富な経験と他社における社外監査役としての実績に基づき、より客観的な監査をしていただくことで、当社

の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

梶谷剛氏は、弁護士としての高い見識と法曹界における豊富な経験を活かしていただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、両氏とも東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、同取引所に独立役員として届け出る予定です。

- ③ 佐藤美樹氏が代表取締役社長に就任されている朝日生命保険相互会社は、平成13年度から平成17年度の5年間に支払った保険金および給付金についての再点検により、保険金等の支払漏れ等の事実が判明し、平成20年7月3日に金融庁より、保険業法第132条第1項の規定に基づき、保険金等の支払管理態勢について行政処分（業務改善命令）を受けております。同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、当該対応方針の適正性を確保し、また再発防止に向けた適切な対策を講ずることを指示するなど、その職責を果たしております。

梶谷剛氏が社外監査役を兼任しているニチアス株式会社において、同社の販売する一部の建材製品（内装工事用けい酸カルシウム板）における独占禁止法違反行為に関して、平成19年5月に公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、事態調査を含む対応にあたっての助言を行ったほか、再発防止に向けた施策等に関して意見を表明しました。また、平成19年10月には、同社において製造販売する建材製品（住宅用軒裏天井および耐火間仕切壁の一部）について耐火・準耐火性能の大臣認定を不正な方法で取得していたことが判明しました。この過程で、同氏は、原因究明および再発防止に向けた施策等に関して指導・助言を行ったほか、コンプライアンス体制の強化、信頼回復のための組織運営等について意見を表明しました。

- ④ 両氏が承認された場合、当社が社外監査役に期待される役割を十分発揮できるよう、両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
- ⑤ 社外監査役候補者はいずれも、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年5月20日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「新対応方針」といいます。）を決定し、導入いたしました。本議案は、新対応方針の重要性に鑑み、新対応方針に関して株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

1. 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上に関する取り組みについて

(1) 中期経営計画「GD100」

当社グループは、平成18年5月に、創業100周年にあたる平成29年（2017年）を見据えた中期経営計画「GD100」を策定しました。

「GD100」においては「企業価値・市場地位において、独自の存在感を持つグローバルカンパニー」を目指すことを長期ビジョンとし、平成29年度の長期財務目標として連結売上高1兆円、連結営業利益1,000億円、連結営業利益率10%を掲げました。平成29年までの12年間を3年ごとに4つのフェーズに分け、各フェーズを通じて、この目標達成に向けた事業戦略を推進していきます。

また、「GD100」では製造業の基本として「良いモノを、安く、タイムリーに」提供すること、社会に貢献する「トップレベルの環境貢献企業を目指す」こと、持続性のある企業体質を目指して「高い倫理観を持ち、お客様最優先の企業体質を作り上げる」ことの3つを基本方針としており、これらの基本方針を徹底することでCSRの強化にも取り組んでいきます。

当社は、以上のような中長期的な取り組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を築き、社会への貢献を果たすことが、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

現在、当社は、平成21年3月にフェーズⅠを完了し、「高質な成長」を基本方針とするフェーズⅡに取り組んでいます。

(2) 具体的な取り組み

タイヤ事業では、得意とする省燃費タイヤの世界展開を本格化するほか、最上位ブランド「ADVAN（アドバン）」の新車装着を推進し、世界でのプレゼンス向上を目指します。また、ロシアや中国など潜在的成長力の高い地域では、工場建設や生産増強に着手しています。

MB事業（工業品事業ならびにその他の事業（航空部品事業、スポーツ事業等））では、成長の見込めるホース、コンベヤベルト、海洋商品（マリンホース、空気式防舷材等）で海外展開を推進するほか、自然エネルギー等の環境分野で独自技術を

生かした新規事業開拓を進めてまいります。

「GD100」につきましては、当社ウェブサイト

<http://www.yrc-pressroom.jp/ir/company/gd100.html>でもご確認いただけます。

2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や取締役会による代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。

当社グループの事業内容は、タイヤ事業を中心としながらもホース配管、各種シーリング材、コンベヤベルト、航空部品、ゴルフ用品等々多岐に渡りますが、継続的な成長や技術革新により企業価値を向上させていくためには、既存事業あるいは将来成長が見込める分野において先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが不可欠です。このような研究開発の成果を事業化するまでには、数年から場合によっては十年を超える長い期間を必要とすることから、中長期的な視点での経営の取り組みが必要となります。また量的優位性だけでなく過去から蓄積された専門知識、経験及びノウハウ並びに国内外の顧客、取引先、地域社会等との間の良好な関係、当社グループ従業員の一体感をもった高いモチベーションも当社の企業価値の重要な部分を構成しているものと考えます。これらの無形の価値に対する理解も含めた当社企業価値に対する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び将来実現されるであろう株主共同の利益を適正に判断することは容易ではありません。また大規模買付者が提供する当社グループの従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針も、大規模買付行為の当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響に関する重要な判断材料となります。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様にご委ねられ

るべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様を検討のための十分な情報及び時間が提供される必要があります。このような観点から、新対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び所要の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記1.「**当社における企業価値及び株主共同の利益の向上に関する取り組みについて**」で述べた当社グループの事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が当社の当面の事業運営については長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社株主の皆様がより適切な判断を行えるよう、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公表します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かに関して、3. (2)①「**独立委員会の設置**」において規定する独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるものとします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案を一切受けておりません。

また、平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

3. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるか否かの検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が大規模買付行為に対する対応について検討するために必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記5.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に定めるように、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記4.(2)「**大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い**」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、対抗措置を発動できる状態にあるか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき、当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為や、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上とな

った場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては、大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じ、又は(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為の時点から、当該買付行為について、大規模買付行為に準じるものとして、大規模買付ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

なお、大規模買付ルールに関する手続きの流れの概要は、別紙2のフローチャートのとおりですが、かかるフローチャートは新対応方針に対する理解に資することを目的として作成された参考資料ですので、詳細については本文をご参照下さい。

① 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と考える対抗措置を講じる場合において、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任します。

当社は、平成23年5月20日の取締役会において、新対応方針について株主の皆様のご承認を得られることを条件に、別紙3記載の独立委員3名を、新対応方針の独立委員として選任することを決議いたしました。なお、上記3名の氏名及び略歴は、別紙3記載のとおりであります。

具体的には、独立委員会は、(ア)前述のとおり、当社取締役会が、大規模買付行為に該当しないことについて予め行った同意を撤回するにあたり、当社取締役会が助言を求めた場合において当社取締役会に対して助言を与える役割を担うほか、(イ)下記③「大規模買付情報の提供とその公表」に関して、当社取締役会が大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを判断し、最終的に大規模買付者が提供すべき情報の提供が完了しているか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、助言を与えます。

また、独立委員会は、(ウ)下記④「取締役会検討期間の設定等」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締

役会に対して、延長の可否についての勧告を行い、(エ)下記5.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に関して、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無について勧告を行うほか、(オ)下記4.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。さらに、(カ)下記7.(1)「大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、引き続き対抗措置が発動できる状態にあるか否かについての勧告を行うこともあります。

なお、独立委員会の判断が適切かつ合理的になされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期経営計画「GD100」の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 買付説明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した説明書（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただくこととします。買付説明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示していただきます。

③ 大規模買付情報の提供とその公表

当社がこの買付説明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリスト（かかるリストは、日本語によります。）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の助言を得て、大規模買付者から提供された情報が十分であるか否かを判断します。そして、提供された情報だけでは大規模買付情報として十分ではないと当社取締役会が判断した場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、大規模買付者に追加的に情報提供していただくことがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会の助言を得て、最終的に大規模買付者が提供すべき情報の提供が完了しているか否かを判断します。

大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- ア) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（過去の買収、買付行為の履歴も含みます。）
- ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- エ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- オ) 大規模買付者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- カ) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社グループの経営方針及び事業計画（事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等）
- キ) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- ク) 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等
- ケ) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、速やかにこれらを独立委員会に提供し、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、これらを当社株主の皆様にも提供するものとします。

④ 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

取締役会検討期間中、当社取締役会は、社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して、代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会検討期間内に取締役会としての意見の公表に至

らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要と認められる範囲で、かつ、30日間を超えない範囲に限られます。

また、当社取締役会は、取締役会検討期間の延長を決定した場合、その旨及び延長期間その他当社取締役会が適切と判断する事項について、決議後速やかに公表いたします。なお、上記決議により当社取締役会が取締役会検討期間を延長した場合、当社取締役会は引き続き、情報収集、提供された大規模買付情報の評価・検討等を行うものとし、延長期間内に当社取締役会としての意見の公表を行うよう最大限努めるものとします。

そして、当社株主の皆様への判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会検討期間経過前に大規模買付行為が開始された場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付ルールの違反の有無について諮問した上で、取締役会検討期間経過前の大規模買付行為であることのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

4. 大規模買付ルールが遵守された場合

(1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記6.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の①から⑩の類型に該当す

ると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。但し、当該大規模買付行為が以下の各類型に形式的に該当することのみを理由として発動することを予定したものではありません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている と判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っている と判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っている と判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な、当社グループの従業員、関係会社、顧客及び取引先等の利害関係者との関係が毀損され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損が合理的な根拠をもって予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと合理的な根拠をもって判断される場合

- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ その他、①から⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると合理的な根拠をもって認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、独立委員会に対して、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められ、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かにつき諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外監査役全員の同意を得ることといたします。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記①ないし⑩のタイプのいずれかに該当するなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができます。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(ア)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ)当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記①ないし⑩のタイプのいずれにも該当しないなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことができます。

5. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、当社の企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、下記6.「**対抗措置の具体的内容**」に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かを検討及び判断するにあたって、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、独立委員会に対して、大規模買付ルールの違反の有無について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。

6. 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が、新対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

こうした対抗措置の発動により、大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、公開買付制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の割当ての要項の概要は、別紙4記載のとおりとします。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の検討に必要な情報及び時間を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、その

ことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値並びに当社の株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることとし、これらを考慮した結果として対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社取締役会が新株予約権の無償割当て以外の対抗措置を発動する手続きを開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることが決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続きは特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払い込みをしていただく必要があります。手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

8. 新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

新対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、同定時株主総会の終了時点から効力を発生するものいたします。

新対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において新対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の取締役会において新対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、新対応方針はその時点で廃止されるものとし、②当社の株主総会において新対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、新対応方針はその時点で変更されるものとします。従って、新対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止又は変更させることが可能です。

また、当社取締役会は、今後の法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、新対応方針を随時見直してまいる所存です。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他新対応方針に関連する法令若しくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を新対応方針に反映させることが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、新対応方針の形式的若しくは技術的な修正又は変更を行うことができるものとします。

新対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

9. 新対応方針の合理性

新対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しています。

また、新対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

- ① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

新対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共

同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において新対応方針の導入を決定いたしました。平成23年6月29日に開催予定の当社の定時株主総会において、新対応方針を議案としてお諮りして新対応方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただき、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、新対応方針の効力は発生しないこととなります。そのため、新対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、新対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任します。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

新対応方針は、上記4.(2)「**大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い**」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

新対応方針においては、取締役会は上記3.(2)①「**独立委員会の設置**」記載のとおり、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記8.「**新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更**」に記載のとおり、新対応方針は、当社の株主総会において又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、新対応方針を廃止することが可能です。

従って、新対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としておりますので、新対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

- 注1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

- (1) 発行済株式の総数 342,598,162株
(自己株式7,533,081株を含む)
- (2) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
朝日生命保険相互会社	27,260	7.95
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	25,604	7.47
日本ゼオン(株)	24,334	7.10
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	16,047	4.68
東京海上日動火災保険(株)	12,062	3.52
古河電気工業(株)	11,971	3.49
(株)損害保険ジャパン	7,812	2.28
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	7,662	2.23
第一生命保険(株)	7,600	2.21
(株)みずほコーポレート銀行	6,641	1.93

(注) 上記のほかに自己株式7,533千株を所有しております。なお発行済株式総数に対する所有株式の割合は2.19%であります。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

梶谷 剛 (かじたに ごう)

(昭和11年生)

昭和42年	弁護士登録 (第一東京弁護士会)
昭和60年	第一東京弁護士会 副会長、日本弁護士連合会 常務理事
平成10年	第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
平成11年	梶谷総合法律事務所 主宰者
平成14年	(財)日本法律家協会 理事
平成16年	日本弁護士連合会 会長
平成19年	年金記録確認中央第三者委員会 委員長
平成23年	日本司法支援センター 理事長

及川 達 (おいかわ とおる)

(昭和20年生)

昭和43年	藤倉ゴム工業株式会社入社
平成7年	同社 取締役
平成12年	同社 専務取締役
平成14年	同社 代表取締役社長
平成20年	同社 取締役相談役
平成21年	同社 顧問

河野 宏和 (こうの ひろかず)

(昭和32年生)

平成3年	慶應義塾大学 工学博士
平成10年	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授
平成21年	日本経営工学会国際渉外担当 理事
	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 委員長
	慶應義塾大学ビジネス・スクール 校長

以 上

新株予約権の割当ての要項の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下、「特定株主等」と総称する。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主（以下、「一般株主」という。）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における一般株主が所有する新株予約権の取得の対価は、原則として当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

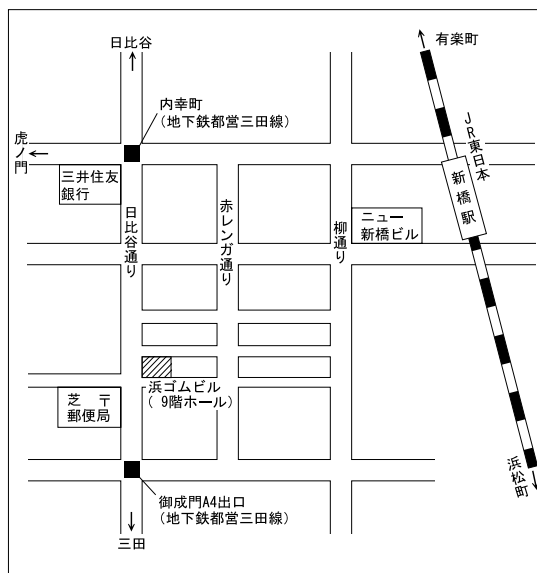
当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



〒105-8685 東京都港区新橋5丁目36番11号
電話 (03) 3432-7111
横浜ゴム株式会社

(最寄駅)

JR線：新橋駅下車、徒歩15分

都営地下鉄：三田線御成門駅下車、徒歩5分

(お願い)

- ・お車でのご来場はご遠慮願います。
- ・当社は、電力不足にともなう節電への取り組みとして、照明の間引き、空調設定温度の調整を行っております。
株主の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

